

宮古島市立平良中学校 いじめ防止基本方針

令和7年度版

1. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その生徒の学校生活や家庭生活に悪い影響を与えるだけでなく、将来にわたって心の内面を深く傷つけ、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与える。また、生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れもあり、いじめの発生は絶対に許すことのできない重大な問題である。したがって、生徒がいじめを行わない、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深め、いじめを許さないという生徒の意識を育成する指導の徹底が重要である。

そのために、教職員全体で、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの子にも、どの学校にも、起こり得る」ということを十分認識し、毅然とした指導を行うことに努める必要があり、どのような些細なことも見逃さない体制づくりが、いじめの発生・深刻化を防ぐことにつながる。

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、全ての生徒が「安心で、安全な学校生活」を過ごし、「凡事に至誠を貫き可能性を伸ばす生徒」を育成するためにも、ここに、いじめ防止基本方針を策定する。

(2) いじめとは

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。【平成25年 いじめ防止対策推進法】

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

(一部例示)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

他

(3) いじめの定義は以下の4要素からなる

- ① 行為をした者（加害者）も行為の対象となった者（被害者）も児童生徒である。
- ② 加害者と被害者の間に一定の人的関係が存在する。
- ③ 加害者が被害者に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をした。
- ④ 当該行為の対象となった被害者が心身の苦痛を感じている。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処すると同時に、その再発防止に努める。

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも学級にも起こりえる」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施していく。

2. いじめ防止等に関する基本的な方針（取り組み事項）

(1) いじめ防止のための組織

- ① 名 称：「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、各学年主任（生徒指導担当）、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ③ 活動内容
 - ア) いじめ防止基本方針の策定
 - イ) いじめの未然防止に関すること（積極的生徒指導の推進等）
 - ウ) いじめの早期発見に関すること（アンケートの作成等）
 - エ) 年間計画の企画・実施、進捗状況のチェック
 - オ) いじめ防止の取り組みチェック、基本方針の見直し
 - カ) 職員の資質向上のための校内研修の企画・運営
- ④ 開催
学期に1回程度の開催とし、いじめ事案発生時の場合は緊急開催とする。
（※週ごとの情報確認は生徒指導委員会で行う）

(2) 具体的な取り組み事項

① いじめの防止

いじめ問題においては、発見を第一に取り組むという姿勢では手遅れになることが多い。「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりえる」という認識を重要視するなら、あえて被害者、加害者を発見するまでもなく、全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も大切である。

○いじめ防止のための具体的な取り組み

（※いじめ予防の三つのキーワード「学力・規律・自己有用感」）

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが大切である。

ア) わかる授業づくりの推進と、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしさやからかいなど、生徒の学習意欲を低下させるような、授業中のストレスを解消する。

- ☐指導形態・学習形態の工夫・改善
- ☐「沖縄型授業づくり」・「わかる授業支援プラン」等の実践
- ☐「学校裁量等」を活用した、「思考力・判断力・表現力」の育成
- ☐計画的な補習指導の実施、教科指導と関連した家庭学習の工夫
- ☐校内研修の充実（自己申告型研究授業の推進）

イ) 規律の徹底

生徒一人一人の基礎的な生活習慣・学習規律の育成を図るため、学校として揃えていくべき事柄を徹底する。

- ☐「平良中スタンダード」「自立型人間十箇条」の実践
- ☐授業開始前「立腰」→「黙想」→「授業始め」・集会時の「3秒礼」の推進
- ☐規律ある楽しい給食時間の推進等

ウ) 積極的生徒指導の推進

生徒のよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学年・学級経営を推進し、生徒が活躍できる場面を準備することで「居場所づくり」を図るとともに自己有用感を高める。

- ☐新入生歓迎球技大会、合唱コンクール、校内駅伝・ロードレース大会等の校内行事への参加を通じた、居場所づくり等の推進（「絆づくり」への取り組み）
- ☐部活指導の充実（定期的な顧問会を実施し、規律指導の徹底も行う）
- ☐道徳教育及び体験活動の充実
- ☐教育相談体制づくりの整備及び充実

エ) いじめ問題について以下の基本的な認識を、生徒・教職員・保護者で確実な共通理解を図る

- ☐ いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ☐ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ☐ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ☐ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ☐ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ☐ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ☐ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ☐ いじめは学校、家庭、地域社会すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題

- 規律**
- 学力**
- 自己有用感**



★きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、
認められているという実感を持った子ども
(国立教育政策研究所「生徒指導」リーフ)

② いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○いじめ早期発見の措置

早期発見の基本は、

- (1) 生徒の些細な変化に気づく
- (2) 気づいた情報を確実に共有する
- (3) (情報に気づき) 速やかに対応する

ことである。

生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠蔽することなく迅速に対応する。

ア) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施する

月に1回の「学校生活アンケート」(いじめに関するアンケート)を実施し未然防止・早期発見に努めるとともに、実態把握にも努める。

イ) 教育相談の充実

学期に1回程度の定期的相談週間を設け、学級の全生徒に対し相談活動を行う。また、学校全体で相談しやすい環境づくりを進め、チャンス相談、呼びかけ相談等も積極的に行い、未然防止及び早期発見に努める。

ウ) 日常的な観察

学級にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのようになっているかという点に気をつけて観察を行う。

気になったことは、いつ、どこで、誰が、だれと、何を、どのように を付箋紙に簡単にメモし、後で情報が共有できるようにする。

※特に学級担任が気をつけること

- ・出席をとる際、一人ひとりの顔を見て声を聞く。
- ・保健室との連携を強化する。
- ・保護者との連携を密にし、家庭で気になった様子を把握する。
(保護者との良好な関係を築くために、生徒の良い面等についても積極的に連絡する)
- ・学級日誌を活用・工夫し、クラスの様子を把握する

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

また、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので、特に注意深く対応する。

エ) 情報の保護

教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

また、相談にきた生徒の対応について細心の注意を払い安心感を与えるとともに信頼関係を構築し、いじめの潜在化を防ぐ。

オ) 生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

〈いじめの種類〉

暴 力	☐ 殴る、蹴る、こづく、つねる ☐ 頭髪を引っ張る ☐ プロレスごっこに見せかけて痛めつける ☐ 足を引っかけて転ばす ☐ 周囲を囲み、ズボンや下着を下げる 等
言葉の暴力 (冷やかしの等)	☐ あだ名や悪口を言う ☐ 「○○死ね」と言う ☐ やじる、はやし立てる ☐ 「きもい」「うざい」と言う ☐ ひそひそ話をする 等
仲間はずれや 集団による無視	☐ 相手にしない ☐ 知らんぷりをする ☐ 話しかけない、口をきかない ☐ 遊びや運動仲間に入れない ☐ 話し合いに入れない ☐ 近くに寄らずに避ける ☐ にらみつける 等
たかり	☐ 物品や金銭を要求する ☐ 食べ物をおごれと強要する ☐ 家から金銭を持ち出すように命じる ☐ 万引きするよう命じる ☐ 物品の交換を要求する 等
嫌がらせ	☐ 嫌がることをあえてする ☐ 壊す、隠す ☐ 持ち物にいたづらをする ☐ 落書きをする ☐ 机を離す 等
言葉での脅かし	☐ 「チクるとただでは済まんぞ」と言う ☐ 「ひどい目に遭わせるぞ」と言う ☐ 言われたくないことを何度も言う 等
その他	☐ 用足し、着替え、食事等の際にのぞき込む ☐ 用事を言いつけ相手を酷使する ☐ 言いがかりをつけ、不快そうな表情やそぶりを ☐ パソコン・インターネットやSNS等で誹謗中傷や嫌なことをする 等

③ いじめへの対応

いじめの疑いがあるような行為が発見・通報された場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに生徒指導主任に連絡し、いじめ防止対策委員会で組織的に対応する。

いじめ防止対策委員会がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。いじめとして判断されたら、教育的配慮のもと被害生徒のケア、加害生徒の指導などにあたり、問題の解消までいじめ防止対策委員会が責任を持ってあたる。

いじめの判断について

本人や保護者からの
いじめの訴え、いじめ
の目撃、いじめの目撃
情報 等



詳細な調査の実施
(関係生徒からの聞
き取り、アンケート
調査等)



〈いじめの判断〉
★いじめ防止対策委員会
「いじめである」ことの説
明、あるいは、「いじめとは
いえない」ことの説明
問題解消までの対応 等

※いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、宮古島警察署と相談し、方針を決定する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに宮古島警察署に通報し、適切に援助を求める。

ア) いじめの被害者・保護者への対応

- いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
また、いじめられた生徒本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- 教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努めるとともに、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。今後の対応について連携を密にし、できる限り不安を取り除くとともに、家庭での様子等についても保護者から情報を得て、家庭支援を適切に進めていく。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成にも配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る
- いじめた生徒を定められた期間別室指導とし、状況に応じては出席停止制度を活用し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、保護者に対しても事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。



キーワードは

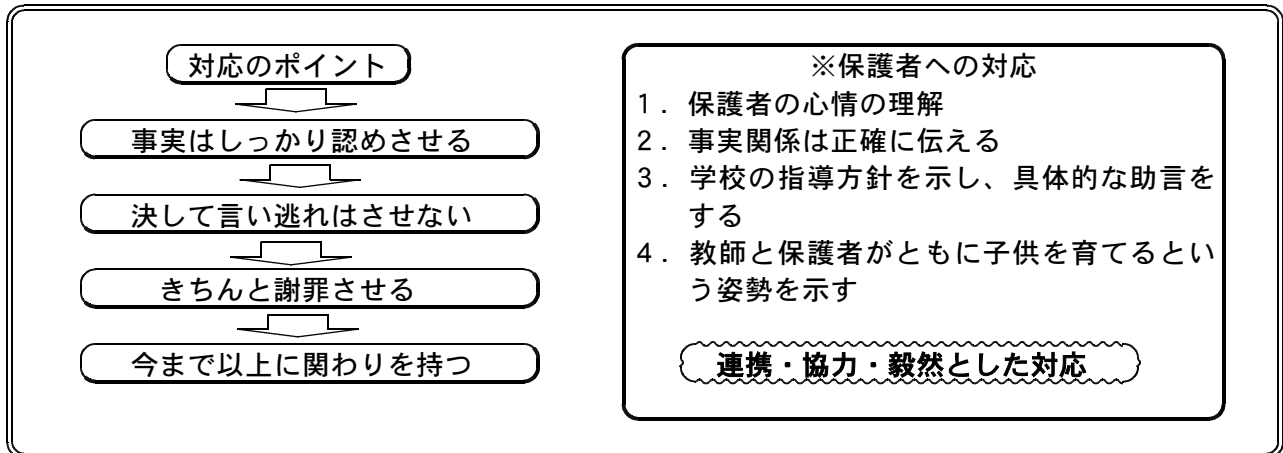
いじめられた生徒の側に立った親身の対応
全力で守り通すことや秘密を守ることを保証
受容・傾聴・共感の姿勢

イ) いじめの加害者・保護者への対応

- 速やかかつ完全にいじめを止めさせううえで、いじめた生徒からも事実関係の聴取を行う。その際、個別に行うなどの配慮をする。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- 指導にあたっては、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、いじめた生徒の個人情報等にも十分に配慮する。
- いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

※別室指導等についての手順及び対応は、本校生徒指導計画指導の段階レベル２・３を参考に行う。



ウ) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への対応

- いじめを見ていた生徒（傍観者）に対しては、自分の問題として捉えさせる。
 - ・いじめは他人事ではないことを理解させる。
 - ・いじめを知らせる勇気を持たせる。
 - ・傍観は、いじめの行為への負担と同じであることに気づかせる。
- はやしたてるなど同調していた生徒（観衆）に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

〈全体への指導〉

- ☐ 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- ☐ いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- ☐ 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- ☐ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ☐ 自らの意思によって、行動がとれるよう指導する。
- ☐ 道徳教育の充実を図る。
- ☐ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ☐ 学校行事を通して、学級の連帯感を高める。
- ☐ 生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。



エ) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等の発見、生徒・保護者からの相談については、まず、学校として書き込み内容を確認し、いじめ防止対策委員会において対策を協議する。
 - ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録
 - ・書き込み内容の保存（プリントアウト）
 - ・携帯電話の場合は、画像をメールで保存する 等
- 書き込みの削除要請を行うとともに、関係生徒からの聞き取り等の調査、被害生徒・保護者の精神的ケア等、必要な措置を講ずる。
 - ・サイト、掲示板の管理者への連絡方法の確認

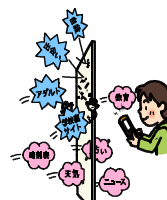
- ・利用規約等を確認の上、削除依頼を実施（削除依頼は、学校の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報等は記載しない）
 - ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合は、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼をする。
- 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに宮古島警察署に通報し、連携して対応する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメール、LINE等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

【ネット上のいじめの特徴】

1. 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間できわめて深刻なものとなる。
2. インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
3. インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流失した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
4. 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

【ネット上のいじめの態様】

1. 掲示板・LINE・Twitter等での「ネットいじめ」
○誹謗中傷の書き込み ○個人情報の無断掲載 ○なりすまし 等
2. メールでの「ネット上のいじめ」
○誹謗中傷するメール ○チェーンメール ○なりすましメール 等
3. その他
○口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み、なりすまし 等



オ) 重大事態への対応

重大事態が起きたときの対応については、国が示したフローチャート（別紙）に従い、宮古島市教育委員会の判断に応じて動く。

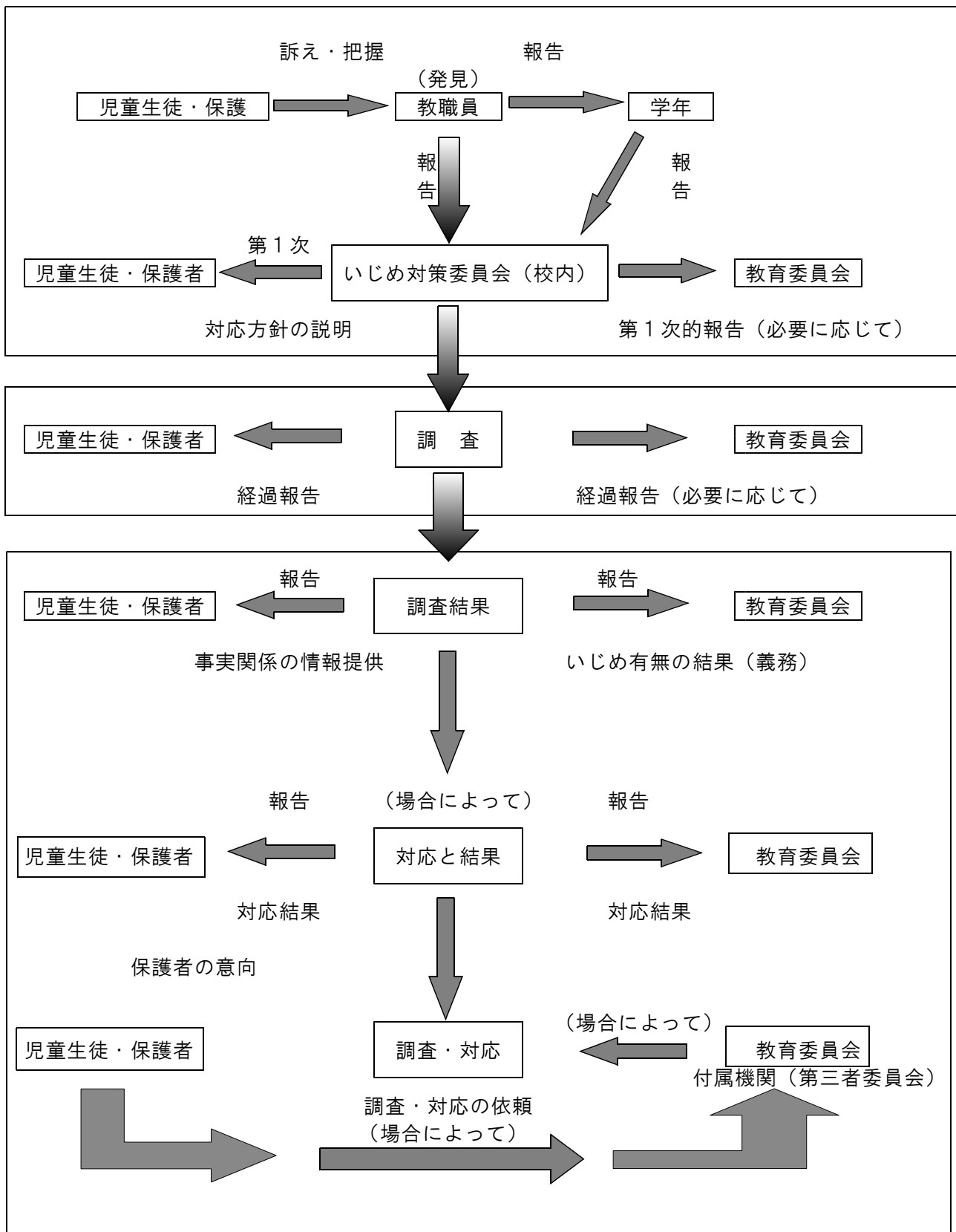
(3) 年間計画 (案)

5月より月1回の「学校生活アンケート」を実施

月	1 年	2 年	3 年	学校全体
4	・学級開き ・学年開き ・教育相談体制（相談窓口、s c の活用等）の周知 ・家庭環境調査票等による生徒情報の把握及び集約 ・家庭訪問	・学級開き ・学年開き ・教育相談体制（相談窓口、s c の活用等）の周知 ・家庭環境調査票等による生徒情報の把握及び集約 ・家庭訪問	・学級開き ・学年開き ・教育相談体制（相談窓口、s c の活用等）の周知 ・家庭環境調査票等による生徒情報の把握及び集約 ・家庭訪問	第1回いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、実態把握等） 「いじめ防止基本方針」の確認
5	・新入生歓迎球技大会	・新入生歓迎球技大会	・新入生歓迎球技大会	校内研修 ※いじめ防止対策推進法に係る校内研修・公開
6	・教育相談週間	・教育相談週間	・教育相談週間	・教育相談週間
7	・三者面談 ・1学期の自己評価	・三者面談 ・1学期の自己評価	・三者面談 ・1学期の自己評価	学校評価アンケート ① 生徒・保護者
8	・夏休み ・補習指導強化月間	・夏休み ・補習指導強化月間	・夏休み ・補習指導強化月間	・教育相談週間 ・補習指導強化月間
9	・運動会	・運動会	・運動会	第2回委員会 （進捗状況確認及び学校評価の分析）
10	・教育相談週間	・教育相談週間	・修学旅行	
11	・体験学習 ・校内合唱コンクール	・職場体験学習 ・校内合唱コンクール	・校内合唱コンクール ・三者面談	・校内合唱コンクール
12	・生徒会選挙 ・2学期の自己評価	・生徒会選挙 ・2学期の自己評価	・生徒会選挙 ・2学期の自己評価	学校評価アンケート② 生徒・保護者 第3回委員会（状況報告と取り組みの検証）
1	・三者面談	・三者面談	・三者面談 （進路決定）	
2			・中学校生活を振り返って ・将来に向けて	第4回委員会（進捗状況及び学校評価の分析）
3	・卒業式 ・1年間の自己評価	・卒業式 ・1年間の自己評価	・卒業式	第5回委員会 （今年度の検証及び評価）

「いじめ防止対策推進法」第23条 いじめに対する措置

[いじめ発生時の通常対応等のフロー図]



「いじめ防止対策推進法」第28条 重大事態への対処

重大事態への対処 〔重大事態対応フロー：図2・重大事態発生の事案対処等の展開：図3〕 **（学校の設置者又はその設置する学校による対処）**

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【留意点】

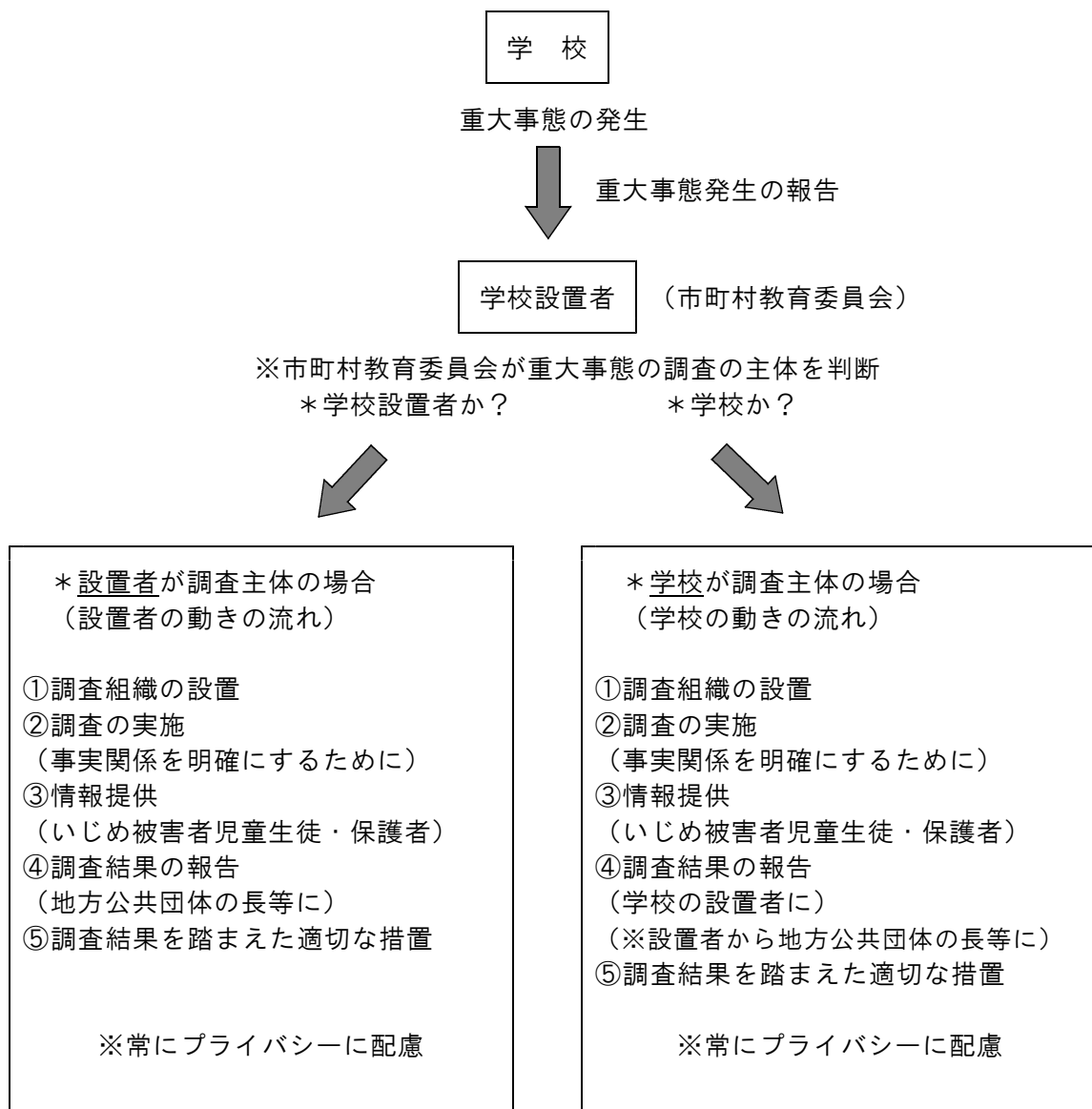
- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的とする。
- 重大事態は、教育委員会へ報告する。委員会は、調査を行う主体や調査組織を判断する。
- 「質問票の使用その他の適切な方法」とは、アンケートの記名・無記名の選択式、回答方法は、選択式・記述式、学校からの持ち帰り、保護者対象、聞き取り等である。

※アンケートは、3年間保管。事案対処時の調査報告書等は、5年間保管。

※初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。

- 「重大事態に係る事実関係を明確にする」とは、いじめと重大事態との因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査するということ。

【重大事態対応フロー：図2】



[重大事態発生の事案対処等のフロー図3]

```
graph TD
    A[児童生徒・保護者] -- "訴え・把握（発見）" --> B[教職員]
    B -- "報告" --> C[学年]
    C -- "報告" --> D[重大事態の発生]
    B -- "報告" --> D
    D -- "報告" --> E[いじめ対策委員会（校内）]
    E -- "第1次" --> A
    E -- "報告" --> F[教育委員会]
    F -- "報告" --> G[自治体の長]
    E -- "対応方針の説明" --> H[校重大事態に対処するための組織（校内）]
    H -- "希望により自治体長並行調査" --> I[調査]
    H -- "学校か？" --> I
    H -- "どちらかが担当" --> J[委員会か？]
    J --> K[教育委員会の附属機関等（第三者委員会等）]
    K -- "調査不十分な場合に附属機関が調査" --> I
    I -- "経過報告 情報提供" --> A
    I --> L[調査結果・対応結果]
    L -- "事実関係の情報提供等" --> M[対応及び同様の事態の防止]
    L --> N[教育委員会]
    N -- "報告" --> O[自治体の長]
    M -- "報告" --> A
    A --> P[議会]
    O -- "判断" --> Q[再調査]
    Q -- "報告" --> O
    Q -- "報告" --> R[議会]
```

児童生徒・保護者

訴え・把握（発見）

教職員

報告

学年

報告

重大事態の発生

いじめ対策委員会（校内）

第1次

児童生徒・保護者

報告

教育委員会

報告

自治体の長

対応方針の説明

希望により自治体長並行調査

校重大事態に対処するための組織（校内）

学校か？

どちらかが担当

委員会か？

教育委員会の附属機関等（第三者委員会等）

調査不十分な場合に附属機関が調査

調査

経過報告 情報提供

児童生徒・保護者

調査結果・対応結果

事実関係の情報提供等

対応及び同様の事態の防止

報告

児童生徒・保護者

教育委員会

報告

自治体の長

判断

児童生徒・保護者の希望により所見をまとめた文書を調査結果の報告書を添えて自治体の長に提出

議会

報告

自治体の長

報告

再調査

重大事態の再調査を行う組織を設置。再調査は、「長」の判断で行う。